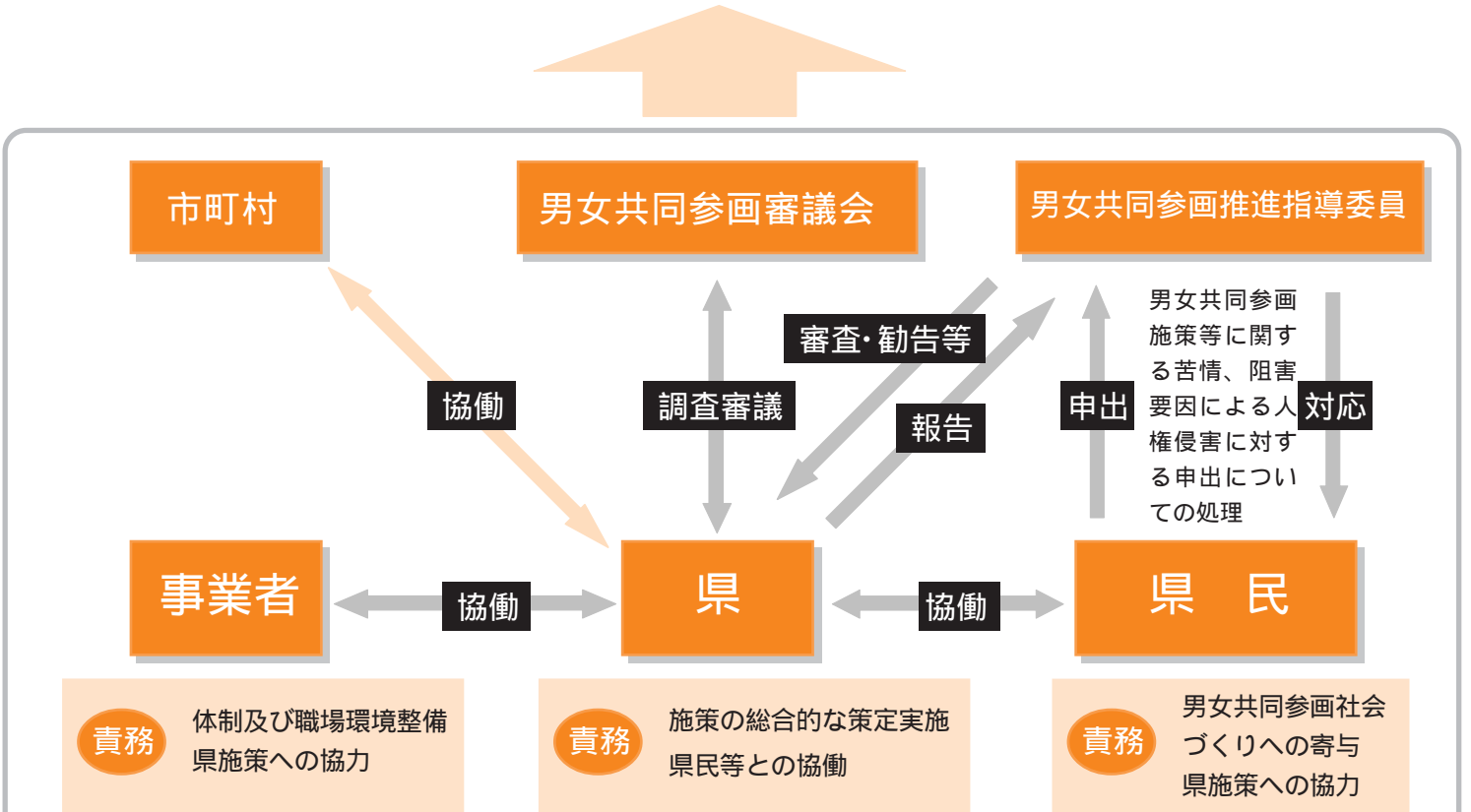


長野県男女共同参画社会づくり条例

性別によって制約されることなく、のびやかに暮らせる長野県づくり



基本的施策

基本計画・施策策定等に当たっての配慮・財政上の措置・施策の実施状況の公表等・広報活動の充実・教育活動等における意識の醸成・家庭生活における活動と他の活動との両立支援・自営業における環境整備・調査研究の推進・県民等に対する支援・拠点施設の設置等・県の職場における環境整備等・付属機関等の委員等の構成・苦情の申出等・不服の申出

性別による差別的取扱いの禁止

男女間における暴力的行為の禁止

セクシュアルハラスメントの禁止

公衆に表示する情報に関する留意

基本理念

男女の人権の尊重

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際社会の動向を踏まえた取組